

毎月勤労統計調査地方調査の概要

(指定統計第7号 毎月勤労統計地方調査)

毎月勤労統計調査地方調査の内容

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく指定統計であって雇用、給与及び労働時間について毎月沖縄県における変動を明らかにすることを目的としている。

2 調査の対象

この調査は日本標準産業分類に定める鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）に属し、常時5人以上の常用労働者を雇用する民営、国営及び公営の事業所のうち、厚生労働大臣の指定する約390事業所、常用労働者約37,500人について行っている。

3 標本事業所の抽出方法及び調査の実施方法

30人以上規模事業所（第一種事業所）は、平成13年10月（官公営）及び平成16年10月（民営）実施の事業所・企業統計調査の結果を用いて、県内全事業所のリストを作成し、これを産業規模別に区分し、その区分毎に調査事業所を抽出する。現在は約210事業所が指定されている。指定調査の実施方法は郵送調査又はインターネット調査である。

5～29人規模事業所（第二種事業所）は、平成13年10月（官公営）及び平成16年10月（民営）実施の事業所・企業統計調査から毎月勤労統計調査区を設定し、そこから抽出した18区について5～29人規模事業所の名簿を作成し、その名簿から約180事業所を抽出する二段抽出方法によって抽出している。調査の実施方法は、統計調査員による実地調査又はインターネット調査である。

4 調査結果の算定

この調査結果の数値は、調査事業所からの報告をもとにして本県の規模5人以上のすべての事業所に対応するよう復元して算定したものである。

5 標本事業所の抽出替え及び基準時の更新について

本調査は、全数調査である事業所・企業統計調査の結果に基づき事業所名簿を作成し、これを母集団として調査事業所を抽出する標本調査である。調査結果の精度維持のため、事業所・企業統計の事業所名簿が更新されるのに合わせて2～3年毎に調査事業所の入れ替えを行っている。最近では、平成13年10月（官公営）及び平成16年10月（民営）実施の事業所・企業統計調査の結果を用いて、平成19年1月に標本事業所の抽出替えを行った。

この標本事業所の抽出替えに伴い、平成19年1月分調査については、従来の標本事業所による「旧調査」と新たに抽出された標本事業所による「新調査」とを重複実施している。新調査と旧調査では、当然のことながら結果が若干異なる。これは、抽出替えに伴って調査結果に生じるギャップのためである。

本調査では、従来、時系列比較を目的に作成している指数及び増減率については、ギャップの影響を排除し、時系列比較が可能となるように過去に遡って改訂を行っていることである。

また、平成19年1月分から、基準時を平成12年から平成17年に更新した。

賃金指数及び労働時間指数は、新旧調査のギャップから計算される値を用いて、指数作成開始年から平成18年12月分までの指数を改訂する。ただし、実質賃金指数以外の増減率については改訂しない。また、常用雇用指数についてはギャップ修正は行わない。

なお、賃金額や労働時間数などの実数については、既に公表した調査結果を遡って訂正することは行っていないので、時系列比較は原則として指数によって行うものとなっている。

6 産業分類の変更について

本調査では、平成17年1月分調査結果から改訂後（平成14年3月）の日本標準産業分類（以下「新産業分類」という。）に基づいて表章している。

「調査産業計」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」の4分類については、過去の指数との接続を図っている。

接続しない産業については、平成12年基準値による指数が作成できないため、平成17年1月から平成18年12月までの間、実数により増減率を算出した。また、平成17年増減率については、平成16年分調査票を新産業分類で再集計した結果との比較により算出した。

平成16年分の再集計結果（実数）については参考値として取り扱うこととしている。

用語の説明

1 現金給与額

【現金給与額】とは、所得税、社会保険料、組合費、貯金等を差し引く前の総額のことである。

【現金給与総額】とは、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額である。

【きまって支給する給与】とは、労働協約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであって、「超過労働給与」を含む。

【所定内給与】とは、「きまって支給する給与」から、「所定外給与」を除いたものである。

【所定外給与】（超過労働給与）とは、所定の労働時間を超える労働、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことである。

【特別に支払われた給与】とは、あらかじめ定められた契約や規則等によらないで、一時的又は突発的理由に基づいて労働者に現実に支払われた給与、新しい契約により過去にさかのぼって算出された給与の追給額、3カ月を超える期間ごとに算定される住宅手当や通勤手当等、並びに賞与のことである。

2 出勤日数

調査期間中の労働者が実際に出勤した日数のことである。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日数にはならないが、午前0時から翌日午前0時までの間に1時間でも就業すれば出勤日とする。

3 実労働時間数

労働者が実際に労働した時間数のことであって、休息時間は除かれる。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。

【総実労働時間数】とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」の合計である。

【所定内労働時間数】とは、事業所の就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の休息時間を除いた実労働時間数のことである。

【所定外労働時間数】とは、早出、残業、臨時の呼び出し、休日出勤などの実労働時間数のことである。

4 常用労働者

【常用労働者】とは、次のうち、いずれかに該当する労働者のことである。

(1) 期間をきめず、または1カ月を超える期間をきめて雇われている者

(2) 日々または1カ月以内の期間を限って雇われている者のうち、前2カ月にそれぞれ18日以上雇われた者。

【パートタイム労働者】とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者、または1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者。

【一般労働者】とは、常用労働者のうち、パートタイム労働者を除いた労働者のことをいう。

5 労働異動

【入職率】とは、調査期間中に採用、出向及び同一企業内の他の事業所からの転入によって当事業所に入職した常用労働者数を、前月末労働者数で除して100を乗じたものである。

【離職率】とは、調査期間中に解雇、退職、出向及び同一企業内の他の事業所への転勤によって当該事業所を離職した常用労働者数を、前月末労働者数で除して100を乗じたものである。

6 実質賃金指数

【実質賃金指数】とは、名目賃金指数（現金給与総額）を消費者物価指数で除して100を乗じたものである。

現金給与額

現金給与総額 = きまって支給する給与 + 特別に支払われた給与

きまって支給する給与 = 所定内給与 + 所定外給与（超過労働給与）

実労働時間数

総実労働時間数 = 所定内労働時間数 + 所定外労働時間数

常用労働者

常用労働者 = 一般労働者 + パートタイム労働者

労働異動

入職率 = $\frac{\text{当月増加労働者数}}{\text{前月末労働者数}} \times 100$

離職率 = $\frac{\text{当月減少労働者数}}{\text{前月末労働者数}} \times 100$

実質賃金指数

実質賃金指数 = $\frac{\text{名目賃金指数（現金給与総額）}}{\text{消費者物価指数}} \times 100$
